

特集 小林市長への 問責決議を可決！

今定例会において、笠岡市議会は小林嘉文市長に対する問責決議を賛成多数で可決しました。ここでは問責決議の詳細、また決議に至った理由について特集します。

発議第 4 号

小林嘉文市長に対する問責決議について

小林市長は、平成29年3月議会において、平成29年度当初予算が議決されているにもかかわらず、4月1日付けで締結されるべき協定の締結が数か月にわたり実施されなかった。それに伴い、支払うべき委託料が9月まで支払われなかった。支払うべき委託料が5か月も支払われていなかったことは、福祉事業など市民に直接関わる事業を受託している協定の相手方は、場合によっては、事業を停止せざるを得ない状況を引き起こしかねないという重大な危険性をはらんでいた。

市長が編成した予算を、議会が議決したということは、笠岡市としての意思決定がなされたということであり、市長は、その予算を適切に執行するのが当然である。

市民の安全で安心な生活を営む権利を脅かしかねない、この度の事態は、いかなる理由があろうとも健全な市政運営上、決して起こってはならないことであり、笠岡市全体の信頼を失墜するものである。

小林市長は、就任以降、定例会のたびに議長等から嚴重注意を含む注意を受けており、今回で6回目である。議会から何度も申し上げているように、二元代表制であることをしっかり認識し、ルールを守り、正常な形で市政運営を行わなければ、市政の混乱・停滞を招くことになる。我々議会は、合議制機関として、主権者である市民の意思を市政的に確に反映させるために、活発な議論を行い、笠岡市として最良の意思決定を行う使命が課せられている。小林市長には、そのことを強く肝に銘じて、市政運営を遂行していただきたい。

以上、笠岡市議会は、議会と執行部との信頼を強く築くためにも、小林市長に対して、これまでの不適切な行政運営について、猛省を促し、市長としての責任の重大さを自覚していただくために、市長への問責を決議するものである。

平成29年9月20日

笠岡市議会議会運営委員会
委員長 山本 俊 明